

令和4年度第1回新庄警察署協議会の開催

日 時	令和4年6月8日(水)午後3時15分から午後4時45分までの間
場 所	新庄警察署会議室
出席者	協議会委員：会長以下10名 警察署員：署長以下9名
議 題	新庄警察署管内の治安情勢等について

【協議内容等】

委員からの意見等	警察署の回答
<p>保育所や放課後児童クラブで職員が参加して刺股を使った不審者対応訓練を実施した。児童を預かる側として、常に緊張感を持って周りを見ていることが大切であることを学んだ。</p>	<p>今後も随時実施していきます。</p>
<p>学校の通学路になっている道路の一部で、冬期間になると雪崩により歩道が通れない状態になることがある。 これから降雨時期となることから、法面が豪雨等で崩れないか心配である。 警察的に対応できることがあれば対応してほしい。</p>	<p>災害への対処は、気象庁が発する気象情報に基づき、災害危険箇所や過去の災害発生箇所について事前の警戒活動を行っています。 また、各自治体が発令する「避難情報」や現場の情報を集約した上、災害の発生が予想される地区での早期避難の呼び掛けや通行止め等の措置を行うことで、人的被害の未然防止を図っています。 通学路は、通学する児童の安全を確保するためにも、自治体、学校と情報共有を図りながら、防災、減災の対策を進めるとともに、災害発生が予想される場合には、積極的な通行止めや迂回等の措置を講じていきます。</p>
<p>横断歩道では歩行者優先であるため、車両運転者は、横断歩行者がいれば、一時停止後、手で横断を促すが、横断歩道が無い道路を横断しようとしている歩行者がいる場合も同じ見解で良いのか教えてほしい。</p>	<p>道路交通法上、横断歩道では一時停止して、横断者を横断させることのほか、横断歩道が無い交差点でも「横断中」であれば歩行者の通行を妨げてはならない旨が規定されています。ただし、横断歩道が無い交差点を横断しようとしている場合は、法律の規定がありませんので、歩行者には、安全のため付近の横断歩道を渡るよう指導しています。 運転者も、道路環境、交通量等の周囲の状況から交通安全上横断させるべきか否かを判断して対応をお願いします。</p>

<p>5月は「自転車月間」で、全国一斉指導取締りの一環で、県内でも取締りが行われたとニュースで知った。イヤホン使用や右側通行などのマナー違反者が見受けられるので、再度、自転車マナーについて周知してほしい。</p>	<p>自転車の活用の推進について関心と理解を深めるため、法律により5月が自転車月間と定められており、警察では、自転車を安全に利用していただくために、広報や取締りを行っています。</p> <p>月間終了後も引き続き、イエローカード（自転車の交通違反指導警告書）を活用した自転車利用者への直接指導や自転車交通安全講話等の実施による自転車マナー向上を図り、総合的な交通事故抑止につなげていきます。</p>
<p>通常自転車は車両扱いであるが、信号機が無い横断歩道で、自転車から降りている場合と自転車に腰掛けた状態である場合との扱いの違いについて教えてほしい。</p> <p>また、自転車が横断歩道を渡る場合の通行場所についても教えてほしい。</p>	<p>道路交通法上、自転車は軽車両となっていますが、自転車を押して歩いている場合は、歩行者とみなされます。</p> <p>一方、自転車に腰を掛けた状態や自転車に乗り片足を付いて信号待ちなどしている場合は、引き続き運転を継続する意思が認められることから、軽車両として扱われます。</p> <p>また、横断歩道は歩行者の横断場所で、自転車が横断歩道を渡る場合は、横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車から降りて通行することになります。</p>
<p>店舗の駐車場から道路に出る時、右折禁止や左折の標識がある場所がある。</p> <p>また、最近、デンジャージーンという標識を見掛けた。</p> <p>これらの規制について、教えてほしい。</p>	<p>大型店舗等を建築する際は、建設前に業者からの要望を受けて、警察が安全面での指導を行っています。委員御指摘の場所の右左折禁止等の標識は、おそらくその指導に基づき、店舗側で設置したものであると思います。法的な効力はありませんが、店舗側で安全対策として設置したものであると思いますので、その誘導に従って通行すべきものと考えます。</p> <p>デンジャージーンの標識は、道路管理者が運転者に対し、注意喚起するために、交通事故多発箇所に設置するものと聞いています。</p>
<p>自動車専用道路出口と国道の交差箇所にある電光掲示板が故障して危険である。</p> <p>国土交通省の管轄ではあるが、事故が起きる前に修理してほしい。</p>	<p>既に、道路管理者の国土交通省に現状を報告していますが、再度現状を確認します。</p>
<p>これからの時期は、山岳遭難などが増えると予想される。</p> <p>地元の駐在所の方やパトロール中の警察官から、山菜採りの人に声掛けしてほしい。</p>	<p>当署では、山岳遭難の未然防止に万全を期すため、地区の駐在所を中心に、以下の施策を実施しています。</p> <p>1 山菜を扱う産直市場等に対し、広報</p>

しい。

紙配布依頼を実施の上、訪問客や関係者に対する声掛け

2 早朝、山菜採りの場所付近の路上において山菜採り目的の登山者に対し、広報紙を配布しながらの声掛け

3 自治体と連携し、防災無線で広報し注意喚起



会長挨拶状況



会議開催状況